

農林物資規格調査会部会議事概要

日時：平成19年10月2日（火）

14:00～15:40

場所：農林水産省第二特別会議室

- 議題
- ・食用精製加工油脂の日本農林規格の見直し案
 - ・マーガリン類の日本農林規格の見直し案
 - ・ショートニングの日本農林規格の見直し案
 - ・ショートニング品質表示基準の廃止案
 - ・削りぶしの日本農林規格の見直し案
 - ・削りぶし品質表示基準の改定案

開 会

宮丸上席表示・規格専門官 （出席状況報告（仲田委員欠席）部会の成立確認、部会長の選任、配付資料の確認）

谷口審議官 （あいさつ）

食用精製加工油脂の日本農林規格の見直し案
マーガリン類の日本農林規格の見直し案
ショートニングの日本農林規格の見直し案
ショートニング品質表示基準の廃止案

香西部会長 それでは、議題（１）の食用精製加工油脂の日本農林規格、マーガリン類の日本農林規格、ショートニングの日本農林規格並びにショートニング品質表示基準について一括して審議する。事務局より資料の説明をお願いします。

田中表示・規格専門官 （配付資料２～５について説明）

香西部会長 食用精製加工油脂について意見、質問等をお願いします。

粟生委員 単位にトンを用いるとのことであるが、業者間の取引だから問題ないとの考えだと思うが、許容差はどの程度になるのか。

小林表示・規格課 課長補佐	消費者向けの製品には、計量法で量目公差が定められているが、業務用には適用されないのではないかと。業界の取引の実態はいかがか。
東海林委員	取引単位は多様であり、送り状にはキログラムの単位で1グラム単位まで書かれる場合もある。例えば、ローリー車でトン表示の場合は、小数点で1.534トンのような記載になると理解しているが……。計量法で取り締まられている。
山根委員	異物の項目が入ったが、格付時にチェックを行うのか。
小林表示・規格課 課長補佐	格付検査時に検査するとともに、日常の製造管理でも検査を行うこととなる。
森委員	表示事項の規定について、これは一般に義務付けるものではないと理解して良いか。
田中表示・規格専門官	JAS品にのみ適用される表示の規定である。
栗生委員	先ほどの件で、1850kgは1.85トンと書くと言われたが、トンとした場合の誤差範囲はどれくらいか。
小林表示・規格課 課長補佐	量目公差が設けられているとすれば、表記量に対する比率(±%)で決められていると思う。ただ、公差でマイナスが認められているとしても、管理上、マイナスでいいというものではない。
香西部会長	意見も出尽くしたようなので、事務局案を御了承いただいたということよろしいか。
(委員)	(異議なし)
香西部会長	それでは、事務局案を了承したことをJAS調査会総会に報告する。
香西部会長	次に、マーガリン類について意見、質問等をお願いする。
山根委員	融点の測定方法を削除しているが、問題はないか。
田中表示・規格専門官	削除するのは、JAS格付の時の測定方法として不要となるからであり、品質管理上で融点を測る場合はこれに準じた方法で行われると思う。

松井委員	酸化防止剤でチャ抽出物が追加され、カテキンとチャ抽出物が併記されているが、以前チャ抽出物がカテキンであると聞いていたので、この関係について教えてほしい。
田中表示・規格専門官	カテキンは茶だけではなく、他の植物からも抽出され、一定の精製された食品添加物の呼び名である。
粟生委員	ファットスプレッドで、いくら模造品のようなまがい物を風味原料として使った場合、本物が入っているかのような表示は規制されるのか。
田中表示・規格専門官	原材料として、使用したものを表示することとなる。原材料に「いくら」を使用しないものに「いくら」の表示をした場合は、品質表示基準の優良誤認に当たると考えられる。
香西部会長	意見も出尽くしたようなので、事務局案を御了承いただいたということによろしいか。
(委 員)	(異議なし)
香西部会長	それでは、事務局案を了承したことをＪＡＳ調査会総会に報告する。
香西部会長	続いて、ショートニングについて意見、質問等をお願いする。
香西部会長	特に意見がないようなので、事務局案を御了承いただいたということによろしいか。
(委 員)	(異議なし)
香西部会長	それでは、事務局案を了承したことをＪＡＳ調査会総会に報告する。

削りぶしの日本農林規格の見直し案
削りぶし品質表示基準の改正案

香西部会長	引き続き、削りぶしの日本農林規格の見直し案、関連する削りぶし品質表示基準の改正案について一括して審議する。事務局より説明を願います。
-------	--

佐藤表示・規格専門官	(資料6及び7について説明)
香西部会長	提案について意見、質問等をお願いする。
槇島委員	「かれぶし」は一般的な用語か。
小林表示・規格課課長補佐	一般的な用語と理解している。
長谷川委員	格付率が10%と低いが、消費者用と業務用の割合はどの程度か。
久野委員	一般向けが6割で、業務用が4割である。
堀江委員	「かれぶしの使用の有無」の判定方法が削除されているが、食品表示の偽装が多い中で、削除しても誤りは生じないか。
小林表示・規格課課長補佐	平成17年のJAS法改正で一種格付(格付機関が認定事業者以外の事業者の商品を荷口ごとに検査する制度)はなくなり、認定事業者が自ら行う格付に一本化された。認定事業者は、使用する原料から製品まで一貫して品質管理を行うとともに、登録認定機関が最低年1回は当該認定事業者の監査を行っていることから、問題は生じないと考ええる。
徳永委員	かつおぶしの原料であるかつおは、どこで獲れたものか。
小林表示・規格課課長補佐	原料のかつおは、国産と輸入の両方があると考えられる。「かれぶし」は国産のみだが、「ふし」は輸入ものもある。また、かつおの「ふし」については品質表示基準で原産地表示が義務づけられている。「ふし」の輸入は、通関統計では平成18年7090トンとなっている。主な輸入先はフィリピン36%、インドネシア25%、中国16%となっている。
森委員	食塩分の分析法で、従来のモール法の他に電位差滴定法が追加されている背景は何か。
小林表示・規格課課長補佐	平成17年度からJAS規格の見直しは2巡目に入っており、測定方法については、国際的なプロトコルに基づいて妥当性を確認するといった見直しを行っている。削りぶしについては、家庭でだしを取ることを想定してエキス分が規格に設定され、70の条件下での操作

が含まれている。これを冷やした状態で行えば、エキス分が小さい数値となることが知られているため、70℃での操作はやむを得ないが、高温でガラス製体積計を使用することは適当ではない。このため、測定法の検討を行い、重量で希釈しても測定値には有意差がないことを確認したことから変更するものである。また、食塩分の測定には、モール法のみを規定していたが、一般的に普及している電位差滴定法を加えることとした。この方法は、クロム酸カリウムを使用しないので、環境にも優しい。

香西部会長

意見も出尽くしたようなので、事務局案を御了承いただいたということによろしいか。

(委員)

(異議なし)

香西部会長

それでは、事務局案を了承したことをJAS調査会総会に報告する。

その他

(特になし)

宮丸上席表示・規格専門官

(今後、パブリック・コメント募集、WTO通報手続きを経て農林物資規格調査会総会で審議予定である旨説明)

(以上)

なお、この議事概要は“である”調にしてあります。